



発行 東京都

目次

73

規則（教）

- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

規程（交）

- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………六

規程（下水）

- 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………八

規則（教）

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）を「法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第二条第二項第一号中「前項第三号から第六号まで及び第九号」を「前項第二号、第四号から第七号まで又は第十号」に改める。

第四条第二項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間 五割

第四条第三項中「前項第三号、第八号又は第九号」を「前項第四号、第九号又は第十号」に改める。

別表第一中

育児短時間勤務職員等に相当する者

育児短時間勤務職員等

を

育児短時間勤務職員等に相当する者

育児短時間勤務職員等

に改める。

配偶者同行休業に相当する休業

配偶者同行休業

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六條の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第二条第二項第一号中「前項第三号から第六号まで及び第十号」を「前項第二号、第四号から第七号まで又は第十一号」に改める。

第三条の三第二項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第

六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間

第三条の三第三項中「前項第五号、第六号又は第九号から第十二号まで」を「前項第六号、第七号又は第十号から第十三号まで」に改める。

別表第二中

育児短時間勤務職員等に相当する者

育児短時間勤務職員等

を

育児短時間勤務職員等に相当する者

育児短時間勤務職員等

に改める。

配偶者同行休業に相当する休業

配偶者同行休業

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第五十七号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条に規定する職員を除く」を「第二条に規定する職員をいう」に改める。

第十四条の見出し中「臨時任用の職員」を「臨時的任用職員等」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第五十八号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第二条第五号の二中「第二号」を「第一号の二」に改め、同条第七号中「おいて」の下に「第一号の二又は」を加える。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一号の二に掲げる職員として在職した期間 五割

第五条第三項中「前項第三号、第七号及び第八号」を「前項第四号、第八号又は第九号」に改める。

別表第二育児休業に相当する事由の項中「事由」を「休業」に改め、同表育児短時間勤務職員等に相当する者の項の次に次のように加える。

配偶者同行休業に相当する休業

配偶者同行休業

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十九号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第二条第五号の二中「並びに」の下に「第一号の二、」を加え、同条第八号中「おいて」の下に「第一号の二又は」を加える。

第四条の二第二項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一号の二に掲げる職員として在職した期間

第四条の二第三項中「前項第四号又は第七号から第十号まで」を「前項第五号又は第八号から第十一号まで」に改める。

別表第二育児休業に相当する事由の項及び部分休業に相当する事由の項中「事由」を「休業」に改め、同表育児短時間勤務職員等に相当する者の項の次に次のように加える。

配偶者同行休業に相当する休業

配偶者同行休業

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十一年交通局規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「千円」を「千七十五円」に改める。

第五条の二第二項第八号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

九 付則第十条第二項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなすものとされた先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する中期目標管理法)及び同条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)の職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

第五条の二第三項中「地方公務員法」の下に「第二十六条の六の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、同法」を加え、同項第一号中「地企労法」を「配偶者同行休業、地企労法」に改める。

第九条の二第四項中「月数、」の下に「配偶者同行休業をした期間又は」を加え、「理由又は」を「理由若しくは」に改め、同条第五項中「非特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。)」を「中期目標管理法等」に、「非特定独立行政法人の」を「中期目標管理法等」に、「その者の」を「、その者の」に改め、同条第七項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第二十四条中「非特定独立行政法人」を「中期目標管理法等」に改める。

付則第十条中「引き続き非特定独立行政法人」の下に「(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 平成二十七年四月一日前に職員から引き続き国家公務員となつた者が、引き続き中期目標管理法等の職員となり、かつ、引き続き中期目標管理法等の職員として在職した後、局長の要請により引き続き職員となつた場合におけるその者の退職

手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等職員の職員としての引き続きいた在職期間の終期までを職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が中期目標管理法等を退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第九条の二第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十六年十二月二十六日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」を「第二条」に、「除く」を「いう」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十六年十二月二十六日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「法第二十八条第二項第二号」を「法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業又は法第二十八条第二項第二号」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、同項第六号中「いた期間」の下に「及び次項第二号に掲げる職員として在職した期間」を加え、「次項第五号」を「次項第六号」に、「次項第六号」を「次項第七号」に改め、同条第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第五条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項第二号に掲げる職員として在職した期間 五割

第五条第三項中「前項第三号、第七号又は第八号」を「前項第四号、第八号又は第九号」に改める。

別表中

育児短時間勤務職員等に相当する職員	育児短時間勤務職員等	を
育児短時間勤務職員等に相当する職員	育児短時間勤務職員等	を
配偶者同行休業に相当する休業	配偶者同行休業	に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十六年十二月二十六日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「法第二十八条第二項第二号」を「法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業又は法第二十八条第二項第二号」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、同項第六号中「いた期間」の下に「及び次項第二号に掲げる職員として在職した期間」を加え、「次項第五号」を「次項第六号」に、「次項第六号」を「次項第七号」に改め、同条第二項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第四条の三第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項第二号に掲げる職員として在職した期間

第四条の三第三項中「前項第四号又は第七号から第十号まで」を「前項第五号又は第八号から第十一号まで」に改める。

別表中

育児短時間勤務職員等に相当する職員	育児短時間勤務職員等	を
育児短時間勤務職員等に相当する職員	育児短時間勤務職員等	を
配偶者同行休業に相当する休業	配偶者同行休業	に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十六年十二月二十六日

東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「三月」を削り、「基き」を「基づき」に、「第十八条」を「第二条」に、「除く」を「いう」に改める。

第六条第一項中「千円」を「千七十五円」に改め、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六条の二第二項第六号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 付則第十条第二項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなすものとされた先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する中期目標管理法)及び同条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)の職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

第六条の二第三項中「地方公務員法」の下に「第二十六条の六の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、同法」を加え、同項第一号中「地企労法」を「配偶者同行休業、地企労法」に改める。

第八条第四項中「月数、」の下に「配偶者同行休業をした期間又は地企労法第六条」を加え、「により、現実」を「若しくはこれに準ずる理由により現実」に改め、同条第五項中「非特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。)」を「中期目標管理法等」に、「非特定独立行政法人の」を「中期目標管理法等」に改め、同条第七項中「第五十五条」を「第八条第三

項」に改める。

第十七条中「非特定独立行政法人」を「中期目標管理法等」に改める。

付則第十条中「引き続き非特定独立行政法人」の下に「(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 平成二十七年四月一日前に職員から引き続き国家公務員となつた者が、引き続き中期目標管理法等職員の職員となり、かつ、引き続き中期目標管理法等職員の職員として在職した後、局長の要請により引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等職員の職員としての引き続きいた在職期間の終期までを職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が中期目標管理法等を退職したことにより退職手当(これに相当する手当を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条に規定する職員を除く」を「第二条に規定する職員をいう」に改

める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三月」を削り、「基き」を「基づき」に、「第十八条に規定する職員を除く」を「第二条に規定する職員をいう」に改める。

第六条第一項中「千円」を「千七十五円」に改め、同条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第六条の二第二項第七号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

八 付則第八条第二項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなすものとされた先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する中期目標管理法）及び同条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

第六条の二第三項中「地方公務員法」の下に「第二十六条の六の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法」を加え、同項第一号中「地企労法」を「配偶者同行休業、地企労法」に改める。

第八条第四項中「月数、」の下に「配偶者同行休業をした期間又は」を、「理由」の下に「若しくはこれに準ずる理由」を加え、同条第五項中「非特定独立行政法人（独立

行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。）を「中期目標管理法等」に、「非特定独立行政法人の」を「中期目標管理法等」に改め、同条第七項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第二十条中「非特定独立行政法人」を「中期目標管理法等」に改める。

付則第八条中「引き続き非特定独立行政法人」の下に「（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 平成二十七年四月一日前に職員から引き続きいて国家公務員となつた者が、引き続き中期目標管理法等の職員となり、かつ、引き続き中期目標管理法等の職員として在職した後、局長の要請により引き続きいて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等の職員としての引き続きいた在職期間の終期までを職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が中期目標管理法等を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都下水道局管理

規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「法第二十八条第二項第二号」を「法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業又は法第二十八条第二項第二号」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、同項第六号中「いた期間」の下に「及び次項第二号に掲げる職員として在職した期間」を加え、「次項第五号」を「次項第六号」に改め、同条第二項第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第五条第二項第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項第二号に掲げる職員として在職した期間 五割

第五条第三項中「前項第三号、第七号又は第八号」を「前項第四号、第八号又は第九号」に改める。

第五条の二に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業に相当する休業 配偶者同行休業

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「法第二十八条第二項第二号」を「法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業又は法第二十八条第二項第二号」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、同項第六号中「いた期間」の下に「及び次項第二号に掲げる職員として在職した期間」を加え、「次項第五号」を「次項第六号」に改め、同条第二項第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第四条の三第二項第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項第二号に掲げる職員として在職した期間

第四条の三第三項中「前項第四号又は第七号から第十号まで」を「前項第五号又は第八号から第十一号まで」に改める。

第五条に次の一号を加える。

九 配偶者同行休業に相当する休業 配偶者同行休業

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

